

古田史学の会・東海

# 東海 の 古 代

第88号 平成19(2007)年12月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 <Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta\_tokai@yahoo.co.jp>

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

## 故林俊彦代表夫人から蔵書の寄贈申出

故林俊彦代表の奥様から、主人の蔵書（単行本、新書本、文庫本、雑誌等1千冊余）を皆様の研究資料に使ってくださいますとの申出がありました。

その申出をありがたく受け、会員の皆様方に配布することとしました。

12月例会開催日(12月16日(日)13時30分～17時、会場：名古屋市市政資料館)に持参しますので、必要とする書物等がありましたら申し出てください。無償で差し上げます。

前号の

- ・失われた一大国
- ・一大国はなかった

に引き続いて、故林俊彦氏の「一大国」に関するエッセー風論文を掲載します。

## 一 大 国 異 説

名古屋市 林 俊彦

申し訳ありませんが、草薙剣異説はもう1回延期させていただきます。かわりに、私が以前言及していた一大国の問題につき、新たな着想を得ましたので紹介します。

### 1、一大国論 古田説

魏志倭人伝にのみ登場する「一大国」はもちろん現在の壱岐島のことですが、通説はこれを「一支国」の誤記としてきました。それに初めて異を唱えたのが古田先生でした。原文を輕輕に改定するのは許されない、

邪馬壹国を邪馬臺国とするのは不当とした論証をきっかけに先生はいわゆる共同改定論批判をおこない、その一つが「一大国」・「対海国」は誤記にあらず、でした。（『邪馬台国』はなかった）

「二つの言語世界の境界に存在する土地は、二つの名前を持っている」として、これは中国名だとされました。

実際は小さな国でも「母なる国」の意で「大国」とする用例もある、との説明もされましたが、後に命名の趣旨や倭人の漢字運用能力の考察を通じて、倭人命名説に転じました。

また倭人伝に登場する「一大率」は「一大国の率」だとも主張されました。天孫降臨の時主力となった壱岐の軍団が伊都国に常駐し、それを率いたのが「一大率」とされました。（『邪馬台国』はなかった」文庫版補章）

### 2、一大国論 林説

私は偶然から「一大国」は「天国」と読めることに気づき、これを主張しましたが、東大阪市の横田幸男氏が諸橋大漢和を調べ「説

文解字」にも用例が載っている、つまり倭人伝の時代の認識として「一大国＝天国」と理解されうることを発見されました。

壱岐島の人々は当時、自らの領土に「天国」と漢字名をつけていた、また「一大率＝天率」でもあると議論を広げ満足していましたが、実はやっかいな問題がありました。

なぜ倭人伝だけ「一大国」で後は「一支国」になったのか、一応は3世紀以降、壱岐の勢力が落ちぶれたから、としていました。「支店」とか「分岐点」といった現代の用法から、「一支、壱岐」といった語にマイナスのイメージを持ってしまったのです。

しかし仮に政治的に後退したとしても自国名にさげすんだ名などつけるはずがないではないですか！

### 3、「一支、壱岐」は誇りある名

「支、岐」は表記法の違いで、指す意味は同こと考えてよいでしょう。「岐」は古代において実に由緒ある語だったのを失念していました。

私の住む名古屋といえば織田信長、その信長が金華山の山城を「岐阜城」と命名していたのではないですか。

その昔、周の古公亶父が「岐山」の麓に王城を定めて以後、王朝が発展していったことに彼は着目したとのことでした。

倭人と周朝は、暢草を献じた往古から深いつながりがありました。「その使中国に詣るや、皆自ら大夫と称す」の「大夫」は周で生まれた官職です。

倭人伝の短里も周朝のものが遺存していたと考えた方がよいでしょう。倭人諸国において一大国と不弥国のみ戸制度が「家」なのも周の古制度の遺存の可能性にあります。

壱岐（一支）とは、我々の島こそ邪馬壹国の始源の地（岐山）である、との主張をこめた国名だったのではないでし兎うか。

### 4、一大国から一支国

私はせっかく「一大国」について、古代の語は古代の認識に戻って把握すべしとしながら、「一支国」の方は現代の発想で考え迷路

に人づてってしまったのです。

天孫降臨の時代から壱岐こそ倭人諸国のふるさとの地であるという認識は壱岐の勢力において一貫していました。

天神思想から一時は「一大国（天国）」と表記し、次いで周朝に我が身をなぞり「壱岐（邪馬壹国の岐山）」と、より漢字を使いこなし表現へと進化させました。

九州王朝としての成長を反映したものでしょう。

### 5、馬がウマくない

次は「対馬」の問題です。

「対海国」は簡単です。古田先生は「瀚海に対する国」と解きましたが、私は「海（アマ＝天）国→壱岐に対する国」と解しています。

「対馬」はやっかいです。「ツシマ」とは読めない以上、音ではなく「対」と「馬」の語義に照して考察が必要です。

「対」は「向かい合う」ばかりでなく「つい＝並び」ともとれます。

問題は「馬」です。倭人伝には「馬」が頻出すること周知の通りです。

国名で投馬国、邪馬壹国、斯馬国、邪馬国、官名で奴国の兎馬觚、邪馬壹国の伊支馬・彌馬升・彌馬獲支、

意図的に選ばれた文字と思いませんか。誰が選んだか、倭人自身ではないでしょうか。その表わす意味は何か？

古田先生は「対馬」を「馬韓に対する島」とする説を示唆されたことがあります、やはり謎は解けません。「馬韓」の「馬」は何を指すのでしょうか。

動物の馬でしょうか。今さら騎馬民族渡来説に走れるのでしょうか。

まったくの仮説でしかあすませんが、私は「馬＝メ＝女」として検討してみようと思います。

どうして馬＝女なのか？ですか。気の強い女の子をじゃじゃ馬というではありませんか。女王卑弥呼の国、「邪馬壹国」とは「邪々馬が壹番偉い国」のことだったのです。

お粗末様でした。お後が宜しいようで…。

（初出：東海の古代16号（平成9（1997）年3月）

平成19年11月の例会で発表された論文を2回に分けて掲載します。  
今回は、目次「1～3」までです。

## 磐井の乱はなかった？

— 林俊彦氏のご冥福を祈って —

名古屋市 石田敬一

### 1 はじめに

浅薄ではありますが、私は、平成19年の上半期の例会で、「磐井の乱はなかった？」と題して、4回にわたり、「磐井の乱は九州王朝内の反乱ではないか」と問題提議をしてきました。

これは故林俊彦氏が主張した内容を追認する形で示してきたものですが、まだ考えがまとまらなかったところや結論が先送りになったところがありました。

さらに、磐井の乱に関する内容を詳しく深めていこうとする矢先に、林俊彦氏が亡くなりました。

そこで、林俊彦氏が言い足りなかった思いを含め、私なりに磐井の乱はなかったかどうかにかんして焦点を絞って、いま一度発表します。

### 2 『失われた九州王朝』における古田武彦先生の考え

” 磐井の乱は、継体の反乱である ”

『失われた九州王朝』において、古田先生の主張は、こうでした。

端的に言えば、日本の天皇と太子、王子がともに死んだという内容と、その時期が531年であるという百済本記の記述に対し、書紀によれば、継体が太子や王子とともに死んだ形跡がないことや死亡時期が534年で、全く状況が異なることから、百済本記と書紀の対象となる人物は異なると考えられ、また、当時の日本は、九州王朝が中国から認められた王朝で、その王者が磐井であることから、これは磐井に対する継体の反乱であるというものでした。

その結論に至る考え方を要約すると、次のとおりです。

① 日本書紀では、安閑元年＝甲寅＝534年に、男大迹天皇が大兄を立てて天皇として、即日、男大迹天皇が崩りましぬとしている。一方で、百済本記には継体25年＝辛亥＝531年に「日本の天皇及び太子、皇子俱に崩薨せぬ」とあり、その実は後人が明らかにしてほしいと書紀に書かれている。

この532年、533年の空位は書紀の記事自身と決定的に矛盾している。

この月（西暦531年の3月）に高麗、その王安を弑す。また聞く、日本天皇及び太子、皇子、俱に崩薨すと。…（継体紀）

② 百済本記に「日本の天皇及び太子、皇子俱に崩薨す」とあるが、継体はただひとり死んでおり、太子（安閑、欽明）や皇子と一緒に死んだという形跡は全くない。

こうした天皇・太子等がともに死亡というような重大事実には誤伝はありえない。

③ 百済本記の成立は6世紀後半と考えられ、多利思北孤の第1回遣隋使（600年）から、それほど前のことではなく、近畿大和の天皇家のことではない。九州王朝のことである。

④ 天皇は阿礼奴跪（ふりがなは石田による）を遣わしたとあるが該当者は大和朝廷にいない。また百済系三史料に出てくる日本側の人名で該当者が見つからぬ者がきわめて多い。

従って、①、②、③、④から、天皇一族死亡の記述は、近畿大和の継体のことではなく、531年に磐井とともに磐井一族が亡くなったことを示す記述である。

⑤ 倭王武が中国史書に出現するのは磐井の滅亡の29年前であるので、磐井の領域は倭王武の範囲をうけついでいると考えられ、継体の占領地分割案は、磐井の領域と合致し、まさにリアルである。

⑥ 筑後の風土記の中の「豪強暴虐、皇風に偃はず」は磐井を敵視した天皇家の目で書かれた文である一方で、「官軍動発し、襲はんと欲するの間」という表現は、住民側の視点であり、文章の調子が一変する。記述の改変がある。

また、古老伝の「多有篤疾」つまり住民の多数が不具者であったのは、磐井の滅亡の直後の時期で石人石馬の破壊と同じ時であったことを伝承するものである。

古老傳えて云う。雄大迹天皇の世に當り、筑紫君磐井、豪強暴虐にして、皇風に偃ず、生平の時、預め此の墓を造る。俄にして官軍動發し、襲んと欲する間、勢勝たざるを知り、獨り自から豊前國上膳縣に遁れ、南山峻嶺の曲に終る。

是に官軍、追ひ尋ねて蹤を失ひき、士、怒り泄いて、石人の手を撃ち折り、石馬の頭を打ち墜しき。古老傳えて云う、上妻の県に多く篤疾有るは、蓋し茲に由るか。…

(『釈日本紀』所引筑後國風土記 下線石田による)

⑦ 磐井の反乱といているが、これは日本書紀の大義名分によるものである。書紀では吳国(中国の南朝)さえもが天皇家に朝貢してきた表現になっている。仁徳紀では

是年、新羅人朝貢。…

五十八年、…吳国、高麗国並朝貢。(仁徳紀)

つまり、書紀は、あくまで近畿側の大義名分による記述で成り立っている。

以上のことから、実態は磐井に対する継体の反乱である。

これが古田先生の主張の概要です。

私は、⑤を除く①から⑦までの主張はもっともであると思います。当時の”九州王朝”が中国から認められた日本の王朝であることに異存はありませんし、古田先生の論理は明快であると思います。

ただ、⑤については、九州王朝としての領域はリアルですが、その王者が磐井であるかどうか、また、これは磐井に対する継体の反乱であるのかどうか、その考えには疑問があります。

果たして、磐井は九州王朝の王者でしょうか？

### 3 磐井の乱に関する古田武彦先生の最近の考え

まず最初に、下線の部分について私なりに読みやすくした継体紀の読み下し文をかかげます。

二十一年(521年)の夏六月の壬辰の朔甲午に、近江毛野臣、衆六万を率て、任那に往きて、新羅に破られし南加羅・喙己吞を任那に合せ、復、興建為んとす。是に、筑紫國造磐井、陰に叛逆くことを謀りて、

猶預して年を経。事の成り難きことを恐りて、恒に間隙を伺ふ。新羅、是を知りて、密に貨賂を磐井が所に行りて、勸むらく、毛野臣の軍を防遏へよと。是に、磐井、火・豊二つの國に掩ひ拠りて、使修職らず。外は海路に邀へて、高麗・百濟・新羅・任那等の國の年に、職貢を誘り致し、内は任那に遣せる毛野臣の軍を遮りて、乱語し揚言して曰はく、「今こそ使者たれ、昔は吾が伴として、肩摩り肘触りつつ、共器にして同食ひき。安ぞ率爾に使となりて、余をして爾が前に自伏はしめむ」といひて、遂に戦ひて受けず。驕りて自ら矜ぶ。是を以て、毛野臣、乃ち防遏へられて、中途にして淹滞りてあり。天皇、大伴大連金村・物部大連麁鹿火・許勢大臣男人等に詔して曰はく、「筑紫の磐井反き掩ひて、西の戎の地を有つ。今誰か將たるべき者」とのたまふ。大伴大連等僉曰さく、「正に直しく仁み勇みて兵事に通へるは、今麁鹿火が右に出づるひと無し」とまうす。天皇曰はく、「可」とのたまふ。

秋八月の辛卯の朔に、詔して曰はく、「咨、大連、惟茲の磐井率はず。汝徂きて征て」とのたまふ。物部麁鹿火大連、再拜みて言さく、「嗟、夫れ磐井は西の戎の豨猶なり。川の阻しきことを負みて庭らず。山の峻きに憑りて乱を称ぐ。徳を敗りて道に反く。侮り嫚りて自ら賢しとおもへり。在昔道臣より、爰に室屋に及るまでに、帝を助りて罰つ。民を塗炭に拯ふこと、彼も此も一時なり。唯天の賛くる所は、臣が恒に重みする所なり。能く恭み伐たざらむや」とまうす。詔して曰はく、「良將の軍すること、恩を施して恵を推し、己をおもひはかりて人を治む。攻むること河の決くるが如し。戦ふこと風の発つが如し」とのたまふ。重詔して曰はく、「大將は民の司命なり。社稷の存亡、是に在り。勗めよ。恭みて天罰を行へ」とのたまふ。天皇、親ら斧鉞を操りて、大連に授けて曰はく、「長門より東をば朕制らむ。筑紫より西をば汝制れ。專賞罰を行へ。頻に奏すことに勿煩ひそ」とのたまふ。

二十二年の冬十一月の甲寅の朔甲子に、大將軍物部大連麁鹿火、親ら賊の帥磐井と、筑紫の御井郡に交戦ふ。旗鼓相望み、埃塵相接げり。機を兩つの

陣の間に決めて、万死つる地を避らず。遂に磐井を斬りて、果して疆場を定む。  
十二月に、筑紫君葛子、父の罪に坐りて誅せられむことを恐りて、糟屋屯倉を献りて、死罪贖はむことを求す。(継体紀)

平成18年10月に出版された『古田武彦と「百問百答」』において、古田先生は、「磐井の乱全体が”虚像”である」とされています。

その論の根拠について、大きく捉えると、次の3点に集約できます。

### ① 戦後分割案問題

継体と物部大連麴荒火の領地分割案は公表すべきものではなく、しかも実現されなかったのが疑問である。

### ② 磐井終結と九州年号継続矛盾問題

磐井の決定的な敗北と屯倉献上という軽い代償とのアンバランス、さらに磐井終結にもかかわらず九州年号が継続するという矛盾がある。

### ③ 屈辱の和議後の天子自称問題

屯倉献上という屈辱の和議の数十年後に「日出ずる処の天子」を自称することの理解は困難である。

これに対して、私は、次のように考えます。

#### ① 戦後分割案問題について

「長門より東をば朕制らむ。筑紫より西をば汝制れ」(継体紀)

の「制らむ、制れ」は、「自分の領土として支配する」という意味ではありません。

”制”の意味を間違えています。

『漢字源』(学習研究社発行)によれば

「かつてなふるまいなどを押さえる。」

すなわち行動の自由を縛ることです。

戦後の領土を分割することを表現した言葉ではありません。

”制”の意味を素直に解釈すれば、私は、戦後分割案にはならないと考えます。

これは制圧する地域の役割分担を言っているのだと思います。

”長門から東は俺が鎮圧するから、おまえは筑紫から西を鎮圧せよ”と言ったまでです。

あえて言えば、戦後分割案に対して、”戦中

制圧案”でしょう。

これに従えば、①の問題”領地分割案は公表すべきものではなく、しかも実現されなかったのが疑問である”ことについては、何の疑問でもなく理解できると思います。

戦中の鎮圧すべき地域の分担について、戦略として取り決めるのは当然のことですし、戦後に領土を分割する話ではありませんので、長門から東と筑紫から西に領土を分割されなかったのは当然の帰結でしょう。

戦後分割案として捉えた点がまちがいで、”反乱を鎮圧する役割分担である”と捉えれば素直に領けると思います。

”制”は領地を分割する意味ではないと、林俊彦氏も指摘しているところです。

なお、書紀では、当時すでに近畿大和が日本を支配していたという立場で書かれていますから、書紀の記述をそのまま鵜呑みにすることはできません。この戦中制圧案の言葉は、九州王朝の王者がアラカヒに言ったことを、継体が言ったようにすり替えていると考えます。

次に、②の**磐井終結と九州年号継続矛盾問題**について、

『失われた九州王朝』では、「筑紫君」とは九州王朝の君主を指した表記としています。

しかし、書紀の記述では、

「沙門道久、筑紫君薩野馬、韓嶋勝娑婆、布師首磐、四人從唐來日」(天智紀10〈671〉年条)

「土師連富杼、氷連老、筑紫君薩夜麻、弓削連元室の兒、四人」(持統紀4〈690〉年条)

にあるとおり、筑紫君という称号を持った薩野馬(又は薩夜麻)の記述順は、一番始めになっていません。

王者「筑紫君」であれば、一番最初に記述するのは、当然ではないでしょうか。

筑紫君薩野馬(薩夜麻)の記述順は、王者としての扱われ方ではありません。従って、私は「筑紫君」は九州王朝の君主を指した表記ではないと思います。

十一月甲午の朔癸卯に、対馬国司、使を筑紫大宰府に遣して言さく、「月生ちて二日に、沙門道久・筑紫君薩野馬・韓嶋勝娑婆・布師首磐、四人、唐より来りて日さく、唐国の使人郭務宗等六百人、送使沙宅孫登等一千四百人、総合べて二千人、

船四十七隻に乗りて… (天智紀10 (671) 年条)  
かみつやめのこおり

乙丑、軍丁、筑後国の上陽咩郡の人、  
おおもとのほのかま  
大伴部博麻に詔して曰く

「天豊財重日足姫天皇 (齊明天皇) の七年  
あめとよたからいかしひたらし  
(661年)、百済を救ふ役に、汝は唐軍の為に虜と  
あめみことひらかすわけ  
せらる。天命開別天皇 (天智天皇) 三年  
はじのむらじのほど  
(664年) におよびて、土師連富杼・氷連老・筑  
紫君薩夜麻・弓削連元宝の兒、四人、唐人の計る  
所を奏聞せむと思欲へども、衣糧無きに縁りて、  
達する能はざるを憂ふ……」

(持統紀4 (690) 年条)

これに対して、これは近畿側の立場に立って  
記述されたのだから、九州の王者だとわかるよ  
うに筑紫君をわざわざ一番最初に記述するわけ  
がないと反論する方もみえるでしょう。

しかし、筑紫君が九州の王者とわからないよ  
うにするには、筑紫君そのものを省略してしま  
うか、”沙門道久等四人”などと記述してしま  
えばいいわけです。

堂々と記述したにもかかわらず一番最初の記  
述順でないのは、九州王朝のナンバーワンでは  
ないと認識していたからではないでしょうか。

さらに林俊彦氏が指摘しているとおおり、称号  
「筑紫君」は、所詮、ナンバーワンから与えら  
れたものです。(林俊彦氏の主張は後述します。)

すなわち、筑紫君の称号を持った磐井は、と  
りもなおさず、九州王朝の王者、ナンバーワン  
ではありえません。

磐井はナンバーワンではないと認めれば、王  
者は別に存在するのですから、磐井が敗北した  
後も、そのまま九州年号が継続して、何の矛盾  
もありません。

従って、磐井終息と九州年号継続は相容れな  
いものではないのです。

また、ナンバーワンの王者にとってみれば、  
しやしよく  
「社稷の存亡、是に在り」の決戦を制し、磐  
井を死に追いやったのですから、その代償の大  
小ではなく、葛子が屯倉を献上して従順の姿勢  
を示すことで、九州王朝の王者はナンバーワン  
の地位が保持され、それで十分であったのでは  
ないかと考えます。

もうひとつ、「筑紫君は倭王であること」に  
ついて新たな疑問が浮かびました。

薩野馬 (又は薩夜麻) が倭王であるとすれば、

薩野馬 (又は薩夜麻) が唐にいた時期 (660~6  
68年) に、白雉から白鳳の年号に改元 (『二中  
歴』、661年) されたこととなります。

倭王が変わらないのに、年号を変えるでしょ  
うか。

薩野馬が帰ってきた時点で、白鳳の年号を「復  
帰」などという年号に変えたわけでもありませ  
ん。

ましてや、古賀達也氏が主張されている「九  
州王朝が近江遷都し、それにともない白鳳と改  
元した」となれば、なおさら、薩野馬の存在は  
宙に浮いてしまいます。なぜなら改元は当然、  
倭王が行うものと考えますが、その時、薩野馬  
は日本にいなかったのですから。

この点から考えても、筑紫君は倭王ではあり  
えません。

さらに、果たして、人質であって、いつ帰っ  
てくるかわからない薩野馬を倭王のままにして  
おくでしょうか。疑問です。

たとえばペルーのフジモリ元大統領やフィリ  
ピンのマルコス大統領がそうだったように、権  
力者が亡命した場合などには、その時点でトッ  
プは入れ替わっているのは歴史の常識です

こうした数々の疑問に答えるには、”薩野馬  
は倭王ではない”と考えた方が、合理的だと思  
います。

もうひとつ、薩野馬はいつ捕虜になったので  
しょう。年次を追えば白村江の戦いの時 (660  
年) に捕虜になったと思われます。

しかし、かみつげののきみわかこ 將軍の中には、薩野馬と同じように  
上毛野君稚子や三輪君根麻呂など君をカバ  
ネとするメンバーが入っていますが、薩野馬は  
記述されていません。

この点について古田先生は、「倭王」が陣頭  
に立つという伝統から、薩野馬は倭王としてト  
ップに立っていたというお考えのようです。

しかし、薩野馬は將軍として選ばれていなか  
ったというようにも考えられます。

書紀で見る限り薩野馬が、トップで出陣して  
いるかどうかはわかりません。”筑紫君薩野馬  
は倭王である”とする根拠は希薄であるといわ  
ざるをえないでしょう。

かみつげののきみわかこ  
前將軍、上毛野君稚子、  
ましどのむらじおはふた 間人連大蓋、こせのかむさきのおみをさ 中將軍、巨勢神前臣詛語、

三輪君根麻呂、後將軍、阿倍引田臣比瀨夫、大宅臣鎌柄を遣はし、二万七千人を率て新羅を打たしむ。  
(天智2(663)年条)

次に③**屈辱の和議後の天子自称問題**です。

屯倉献上という屈辱の和議の数十年後に「日出ずる処の天子」を自称することの理解が困難であるという古田先生の主張です。

この点についても疑問があります。

タリシホコは倭王であり、東の菩薩天子であり、アハキミと自称していますから、九州王朝のナンバーワン、それも中国に対等と主張する天子であることに間違いありません。しかし、アハキミと号しているものの、タリシホコが筑紫君であるとは記述されていません。

したがって、タリシホコと筑紫君葛子を関連づけて理解しようとするのは適当ではありません。

筑紫君ではありませんから、直ちに、筑紫君葛子の後継者や子孫であるとはいえないでしょう。

つまり、葛子の和議の後、間もない時期に、タリシホコが天子を自称しても全く矛盾はないと思います。

この③屈辱の和議後の天子自称問題についても、“筑紫君は天子ではない”のであれば、全く問題にならないことです。

開皇二十年(600年)倭王有り。姓は阿每、字は多利思北孤、阿輩難弥と号す。(『隋書』倭国伝)

以上のとおり、「磐井の乱全体が”虚像”である」とした古田先生の3点の根拠は希薄であると考えます。

このほかに古田先生は疑問点をいくつかあげ、磐井の乱が架空のことであったとしています。つまり、

④ 磐井の乱は、架空の造作である。

記紀双方に存在することは、必ずしも実在の証拠とはならない。たとえば、ヤマトタケルの東西征伐については、記紀双方に記述されるが、近畿天皇家の歴史ではないことが明らかになっている。

⑤ 磐井の乱があったとされる6世紀前半に九州型から近畿型へ土器などが一変した形跡が皆無である。

⑥ 筑後国風土記にも不審がある。

なぜ、破壊された石人石獣を葛子は修復せずに、破壊されたまま残しているのか。

この破壊は7世紀後半の唐など戦勝国側によるものと考えられる。

⑦ 6世紀前半のタタリで風土記成立の8世紀に不真の子が生まれるのか疑問である。

⑧ 架空の事件である「磐井の乱」を記紀が記録したのは、唐に対する近畿天皇家のパフォーマンスである。

④については、確かに記紀双方に記述されているからといって、必ず真実であるとはいえません。磐井の乱は近畿天皇家の歴史ではなく、私は九州王朝の内乱のことだと思います。ただ、その内容は全くの架空の造作であるとは思いません。

ヤマトタケルの東西征伐についても近畿天皇家の歴史ではなく、多元的国家の歴史でしょう。全くの架空や創作ではなく、各地の史実をヤマトタケルに集約し近畿王朝の事跡に取り込んだのだと思います。

また、古事記と日本書紀では「竺紫君石井」と「筑紫君磐井」というように文字が違います。これらの点だけでもウソではなく史実のように思えます。架空のことを記述するならば、きちんと合わせればよいわけですから。

微妙な違いがあるからこそ作為がないと考えられ、竺紫君石井が天皇に従わず殺されたことは史実であると思います。

此之御世、竺紫君石井、不従天皇之命而、多无禮。故、遣物部荒甲之大連、大伴之金村連二人而、殺石井也。(『古事記』)

⑤の土器などが一変した形跡が皆無であることについては、王者が交代したわけでも、九州王朝が大和王朝に変わったわけでもありませんから、土器の変更が皆無であっても当然だと思います。

これを磐井の乱が架空である要因とするのは意味がありません。

⑥の石人石獣の破壊は7世紀後半の唐など戦勝国側によるものであるとの見解については、疑問です。古田先生が『失われた九州王朝』で示されたとおり、石人石馬の破壊は磐井の滅亡の

直後の時期だと思えます。

また林俊彦氏が指摘しているように、筑後國風土記には、これが書かれた時点では、石人石馬は修復されて現存していたことが描写されています。破壊されている記述はありません。むしろ整然と並んでいるようです。

破壊されたままであれば、そのことを記述するはずですが、そのような描写は全くありません。

筑後の国の風土記に曰はく、上妻の県。県の南二里に筑紫君磐井の墓墳あり。高さ七丈、周り六十丈なり。墓田は、南と北と各六十丈、東と西と各四十丈なり。石人と石盾と各六十枚、交陣なり行を成して四面に周匝れり。

(『釈日本紀』所引筑後國風土記)

従って石人石馬の破壊が、8世紀成立の筑後國風土記が書かれる前、7世紀後半における唐など戦勝国によるものとは考えられません。

⑦の6世紀のタタリで8世紀に不慮の子が生まれるのかといえ、もちろんおかしいでしょう。当然です。ただ、これがタタリによるものだと解釈するのは、ちょっと問題ではないでしょうか。再度、筑後國風土記を見てみます。

古老伝えて云う。雄大迹天皇の世に當り、筑紫君磐井、豪強暴虐にして、皇風に偃ず、生平の時、預め此の墓を造る。俄にして官軍動發し、襲んと欲する間、勢勝たざるを知り、獨り自から豊前國上膳縣に遁れ、南山峻嶺の曲に終る。

是に官軍、追ひ尋ねて蹤を失ひき、士、怒り泄いて、石人の手を撃ち折り、石馬の頭を打ち墜しき。古老伝えて云う、上妻の県に多く篤疾有るは、蓋し茲に由るか。…

(『釈日本紀』所引筑後國風土記)

当たり前のことですが、磐井ひとりが皇風に従わなかったのではなく、その配下の者たちも戦い抵抗したでしょう。

「茲に由るか」の「茲」は、官軍が怒りをあらわにして暴虐に振る舞い、人々はもちろんのこと石人石馬の破壊までも行ったことを指すのではないのでしょうか。このことは『失わ九州王朝』で古田先生が主張したとおりです。

石人石馬の破壊で人が傷つくわけがありません。

古老が伝えるのは、昔、石人石馬が破壊され

た頃には、石人石馬の破壊とともに、そこで戦い傷つけられた者が多数いたということです。8世紀になってタタリで疾病者などが多かったと言っているのではないと思えます。

⑧は全く同感です。

以上のとおり、⑧を除いて、私には、古田先生の考えに納得できないところがあります。

要するに、古田先生は磐井を九州王朝の王者とみているのに対し、私は磐井を九州王朝に刃向かった実力者であると考えている、その違いです。

次回

#### 4 林俊彦氏の考え

#### 5 林俊彦氏が明確にしなかった内容

#### 6 おわりに

### 12月例会に参加を

日時：12月16日(日)午後1時半～5時

場所：名古屋市市政資料館 第1集会室

名古屋市東区白壁1丁目3番地

地下鉄名城線「市役所」駅下車、東へ徒歩8分

名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南へ徒歩5分

市バス「市政資料館南」下車、北へ徒歩5分

〃 「清水口」下車、南西へ徒歩8分

〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場：12台収容(無料)

〃 南隣のウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場(有料、30分170円)

参加料：500円(会員無料)

#### 今後の予定

1月例会：1月13日(日)名古屋市市政資料館

2月例会：2月10日(日)名古屋市市政資料館

例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合はなるべく16部用意願います。